

第三十七條

第三十八條

第三十九條

第四十條

第四十一條

② 二十名以上は十名を増す毎に一増員
以上三條の規定の適用に際して増数の場合は四捨五入の算
則により各一名を増員するものとする。

定期全国大会は中央評議委員会これを召集す。
定期全国大会は毎年一回前年度大会に於て決定しこれより
前および場所を定めて開催す。

但し中央評議委員会に於て必要と認めらる場合は大会開
会期日を延長することを得。
此の場合には臨時全国大会を召集す。

一 中央評議委員会に選舉と認めらる場合は
二 加盟組合総数の三分の二以上を超過する組合の請求あり
たる場合は

加盟組合、地方評議会、並に産業別組合等は全国大会へ議
案を提出することを得。
全国大会への提案権限は大会開会五週間以前に之を中央評
議委員会に提出することを得し、中央評議委員会は大開
会三週間以前に大会提案権限を公表することを得す。
但し臨時大会の場合は中央評議委員会以上の期間を過
ぎ得ることを得。

第四十二條

第四十三條

第四十四條

第四十五條

第四十六條

第四十七條

第四十八條

第四十九條

全国大会は代議員中より若干名の大会執行委員を任命す
ることを得す。

大会執行委員は、大会開催中大会進行に關する一切の事務
を處理す。

大会の議長は大会執行委員中より選出す。
大会の決議は出席代議員の過半数の同意によつて成立す。

但し可否同数の場合は議長の票決によつて決定す。此の議決
に對して出席代議員の五分の二以上の異議ある場合は再採決
を行ふ。この場合は各代議員の投票は各代表する組合員数
(公費貸付者数)に換算して採決す。

大会に關する細則は中央評議委員会に於て之を定む。
(B) 中央評議委員会

中央評議委員会を以つて、大会より次期大会に至るまでの統
評議会の最高決議機関とす。

中央評議委員会は中央評議委員会議長、中央評議委員
本、中央執行委員、以下つて構成す。

中央評議委員会議長は全国大会に於て選出す。中央評議委
員地方評議会亦下産業別聯合会より選出され、全国大会の
承認を経る決定す。